

## 外国における個人情報の保護に関する制度等の調査結果

本調査は当社が外国への個人情報等の提供を行う国（個人情報保護委員会が調査公表している国を除く）について、予めご本人にお知らせすべき当該外国における個人情報の保護に関する制度等を調査し、公表するものです。

なお、本調査においては、個人情報保護委員会が公表する調査方針に則り、以下を原則としております。

### 1. 個人情報の保護に関する法制度の有無

包括的な個人情報保護法令の有無

### 2. 当該外国の個人情報の保護に関する制度についての「一定の指標」となり得る情報の有無

EUの十分性認定の取得国またはAPEC CBPR加盟国の該当

### 3. 我が国の個人情報保護制度との「本質的な差異」

1.で確認した法令につき、OECDプライバシーガイドライン8原則に該当する条文の有無

### 4. その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼすおそれのある制度の内容

域内で収集した個人情報を当該域内で保持することの直接的な義務付け等の有無、刑事法執行目的または国家安全保障目的の両方または一方の目的で民間事業者の保有する個人情報等に対して政府が行うアクセスで、法令上、民間事業者が政府に個人情報等を提供することが義務付けられるものに関する規定の有無

## ケイマン諸島

<p>個人情報の保護に関する制度の有無</p>	<p>包括的な法令として、以下の法令が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ データ保護法 (The Data Protection Act) <ul style="list-style-type: none"> <li>- URL:<a href="https://ombudsman.ky/images/pdf/laws_regs/Data_Protection_Act_2021_Rev.pdf">https://ombudsman.ky/images/pdf/laws_regs/Data_Protection_Act_2021_Rev.pdf</a></li> <li>- 施行状況：2019年9月30日施行</li> <li>- 対象機関：ケイマン諸島に所在する者、ケイマン諸島の法律に基づいて登録又は設立された組織、ケイマン諸島に所在する支店等を通じて活動又はケイマン諸島において業務を行っている者、並びに、経由以外の目的にてケイマン諸島内で個人データを利用する者</li> <li>- 対象情報：生存する個人に関する情報であって本人を特定可能な全ての情報</li> </ul> </li> </ul>																								
<p>個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報</p>	<p>EUの十分性認定：なし APECのCBPRシステム：なし</p>																								
<p>OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利</p>	<p>OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利については、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="801 815 1877 1171"> <tr> <td>①</td> <td>収集制限の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>データ内容の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>目的明確化の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>利用制限の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>安全保護の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>公開の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>個人参加の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>責任の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> </table>	①	収集制限の原則	上記法令に規定されている。	②	データ内容の原則	上記法令に規定されている。	③	目的明確化の原則	上記法令に規定されている。	④	利用制限の原則	上記法令に規定されている。	⑤	安全保護の原則	上記法令に規定されている。	⑥	公開の原則	上記法令に規定されている。	⑦	個人参加の原則	上記法令に規定されている。	⑧	責任の原則	上記法令に規定されている。
①	収集制限の原則	上記法令に規定されている。																							
②	データ内容の原則	上記法令に規定されている。																							
③	目的明確化の原則	上記法令に規定されている。																							
④	利用制限の原則	上記法令に規定されている。																							
⑤	安全保護の原則	上記法令に規定されている。																							
⑥	公開の原則	上記法令に規定されている。																							
⑦	個人参加の原則	上記法令に規定されている。																							
⑧	責任の原則	上記法令に規定されている。																							
<p>その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの 該当する制度はなし</li> <li>■ 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの 該当する制度はなし</li> </ul>																								

## バミューダ諸島

<p>個人情報の保護に関する制度の有無</p>	<p>包括的な法令として、以下の法令が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個人情報保護法（The Personal Information Protection Act） <ul style="list-style-type: none"> <li>- 施行状況：2016年7月27日成立。 ただし、事業者等の義務又は本人の権利に関する規定は2022年4月末現在未施行。</li> <li>- 対象機関：バミューダ諸島において個人情報を利用する全ての組織、事業者及び政府機関</li> <li>- 対象情報：特定された又は特定しうる個人に関する全ての情報</li> </ul> </li> </ul>																								
<p>個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報</p>	<p>EUの十分性認定：なし APECのCBPRシステム：なし</p>																								
<p>OECD プライバシーガイドライン8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利</p>	<p>OECD プライバシーガイドライン8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利については、以下のとおり。 ただし、上記法令の施行を前提とする。</p> <table border="1" data-bbox="801 754 1877 1109"> <tr> <td>①</td> <td>収集制限の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>データ内容の原則</td> <td>上記法令に一部規定されている。</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>目的明確化の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>利用制限の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>安全保護の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>公開の原則</td> <td>上記法令に一部規定されている。</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>個人参加の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>責任の原則</td> <td>上記法令に一部規定されている。</td> </tr> </table>	①	収集制限の原則	上記法令に規定されている。	②	データ内容の原則	上記法令に一部規定されている。	③	目的明確化の原則	上記法令に規定されている。	④	利用制限の原則	上記法令に規定されている。	⑤	安全保護の原則	上記法令に規定されている。	⑥	公開の原則	上記法令に一部規定されている。	⑦	個人参加の原則	上記法令に規定されている。	⑧	責任の原則	上記法令に一部規定されている。
①	収集制限の原則	上記法令に規定されている。																							
②	データ内容の原則	上記法令に一部規定されている。																							
③	目的明確化の原則	上記法令に規定されている。																							
④	利用制限の原則	上記法令に規定されている。																							
⑤	安全保護の原則	上記法令に規定されている。																							
⑥	公開の原則	上記法令に一部規定されている。																							
⑦	個人参加の原則	上記法令に規定されている。																							
⑧	責任の原則	上記法令に一部規定されている。																							
<p>その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの 該当する制度はなし</li> <li>■ 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの 該当する制度はなし</li> </ul>																								

## サウジアラビア

<p>個人情報の保護に関する制度の有無</p>	<p>包括的な法令として、以下の法令が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個人情報保護法( Personal Data Protection Law) URL:<a href="https://sdaia.gov.sa/en/SDAIA/about/Documents/Personal%20Data%20English%20V2-23April2023-%20Reviewed-.pdf">https://sdaia.gov.sa/en/SDAIA/about/Documents/Personal%20Data%20English%20V2-23April2023-%20Reviewed-.pdf</a></li> <li>- 施行状況：2023年9月14日施行（準拠猶予期間は、2024年9月14日に終了）</li> <li>- 対象機関：公的部門及び民間部門（個人的および家族的な使用のための個人データの処理には適用されない）なお、サウジアラビア居住者に関する個人データの処理を行う国外の事業者も含まれる。</li> <li>- 対象情報：データ主体（個人）に関するあらゆる情報。なお、故人又はその家族を特定することにつながる場合は、故人のデータも含まれる。</li> </ul>																								
<p>個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報</p>	<p>EUの十分性認定：なし APECのCBPRシステム：なし</p>																								
<p>OECD プライバシーガイドライン8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利</p>	<p>OECD プライバシーガイドライン8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利については、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="801 858 1877 1214"> <tr> <td>①</td> <td>収集制限の原則</td> <td>上記法令に一部規定されている。</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>データ内容の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>目的明確化の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>利用制限の原則</td> <td>上記法令に一部規定されている。</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>安全保護の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>公開の原則</td> <td>上記法令に一部規定されている。</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>個人参加の原則</td> <td>上記法令に一部規定されている。</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>責任の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> </table>	①	収集制限の原則	上記法令に一部規定されている。	②	データ内容の原則	上記法令に規定されている。	③	目的明確化の原則	上記法令に規定されている。	④	利用制限の原則	上記法令に一部規定されている。	⑤	安全保護の原則	上記法令に規定されている。	⑥	公開の原則	上記法令に一部規定されている。	⑦	個人参加の原則	上記法令に一部規定されている。	⑧	責任の原則	上記法令に規定されている。
①	収集制限の原則	上記法令に一部規定されている。																							
②	データ内容の原則	上記法令に規定されている。																							
③	目的明確化の原則	上記法令に規定されている。																							
④	利用制限の原則	上記法令に一部規定されている。																							
⑤	安全保護の原則	上記法令に規定されている。																							
⑥	公開の原則	上記法令に一部規定されている。																							
⑦	個人参加の原則	上記法令に一部規定されている。																							
⑧	責任の原則	上記法令に規定されている。																							
<p>その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの 該当する制度はなし</li> <li>■ 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの 該当する制度はなし</li> </ul>																								